

石綿（アスベスト）健康管理支援事業について

◆目的

- 石綿（アスベスト）による健康被害を早期発見すること
- 対象に該当された方に、継続的な健診受診を促すこと
- 石綿（アスベスト）関連所見にかかる町民の健康管理を支援すること

◆対象者：以下の条件①～④全てを満たす方

- ①町内に住所を有する石綿（アスベスト）のばく露歴のある方（問診時の聞きとりで判断）で町の実施する肺がん検診等を受診した方
- ②上記①で「要精密検査」と判定された方
- ③上記②の判定に基づき県の指定医療機関で精密検査を受けた方
- ④上記③の精密検査を受けた結果、石綿（アスベスト）による肺がん、中皮腫等の健康被害を生ずるおそれにより「要経過観察」と判定された方

◆助成内容

- (1) 初診料・再診料・外来診療料
- (2) 胸部のエックス線直接撮影による検査に要する費用
- (3) 胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影(石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く。)がある場合で、医師が必要と認めたときは、コンピューター断層撮影による検査に要する費用 ※経過観察のために必要な検査に要する費用（年2回上限）を助成

◆申請までの流れ

